



平成 29 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 下津 弘享  
(JASDAQ・コード番号 6840)  
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英  
(TEL. 03-3541-5068)

### 平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の当社臨時取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の関東財務局への提出について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書  
平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）
2. 延長前の提出期限  
平成 29 年 8 月 14 日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
平成 29 年 9 月 13 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 29 年 5 月 11 日付「当社元取締役による不正行為に関するお知らせ並びに平成 29 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、子会社における当社元取締役の不正行為が発覚し、その後、第三者委員会を設置し、調査を進め、平成 29 年 7 月 28 日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 29 年 7 月 28 日付で第三者委員会の調査報告書を受領いたしました。その後、当社は、平成 29 年 7 月 31 日付で有価証券報告書を提出いたしました。

その後、平成 29 年 8 月 2 日付「公認会計士等の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、優成監査法人より、第 35 期（平成 29 年 3 月期）における監査及び四半期レビュー契約の満了を以て退任する旨の申出を受けたことから、本日別途公表いたしました「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、優成監査法人との監査および四半期レビュー契約を合意解除することとし、本日開催の監査役会において、会社法第 346 条第 4 項及び同条第 6 項に基づき、一時会計監査人として KDA 監査法人を選任することを決議いたしました。

このような状況において、平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書（以下「本四半期報告書」という。）の提出期限まで時間がない中、今後も引き続き行われる監査業務の引継に時間を要し、更には、KDA 監査法人からは、先に明らかになった当社連結子会社における不正行為や不適切な会計処理が実施

されていた経緯を踏まえ、より慎重なリスク対応手続の実施等を講ずるために十分な前任監査人からの引継ぎ、リスク評価を実施した上での監査計画の策定、不正行為の類似取引の有無の検討などのために 1 ヶ月程度の監査期間を確保するよう要請されていることもあり、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに、本四半期報告書の提出を行うことが困難な状況となっております。

以上の事情から、当社は、本四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上